

所得控除

項目	控除額																				
雑損控除	次の①、②のうちいずれか多い方の金額 ①差引損失額(※) - (総所得金額等の合計額×10%) ②差引損失額のうち災害関連支出額 - 5万円 ※差引損失額 = 損害金額 - 保険金などで補てんされる金額																				
医療費控除	(医療費 - 保険金などで補てんされる金額) - (総所得金額等の合計額×5%と10万円のうちいずれか少ない方の金額) ※200万円が限度 【医療費控除の特例 (※セルフメディケーション税制)】 一定のスイッチOTC医薬品の購入費 - 12,000円 ※88,000円が限度 ※現行の医療費控除との併用はできません。																				
社会保険料控除	支払った金額																				
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額																				
生命保険料控除	<p>●旧契約 (平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約した保険契約等) に係る①生命保険料、②個人年金保険料を支払った場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払った金額×1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払った金額×1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円 (適用限度額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①、②をあわせて70,000円が限度</p> <p>-----</p> <p>●新契約 (平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約した保険契約等) に係る①生命保険料、②個人年金保険料又は③介護医療保険を支払った場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払った金額×1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払った金額×1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円 (適用限度額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①、②、③をあわせて70,000円が限度</p> <p>-----</p> <p>●①、②に関して、旧契約と新契約の保険料を支払っている場合には、新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額が控除額となります。 ※各保険の控除限度額は28,000円、全体の控除限度額は70,000円</p>	支払った金額	控除額	15,000円以下	支払った金額	15,000円超 40,000円以下	支払った金額×1/2 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払った金額×1/4 + 17,500円	70,000円超	一律35,000円 (適用限度額)	支払った金額	控除額	12,000円以下	支払った金額	12,000円超 32,000円以下	支払った金額×1/2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払った金額×1/4 + 14,000円	56,000円超	一律28,000円 (適用限度額)
支払った金額	控除額																				
15,000円以下	支払った金額																				
15,000円超 40,000円以下	支払った金額×1/2 + 7,500円																				
40,000円超 70,000円以下	支払った金額×1/4 + 17,500円																				
70,000円超	一律35,000円 (適用限度額)																				
支払った金額	控除額																				
12,000円以下	支払った金額																				
12,000円超 32,000円以下	支払った金額×1/2 + 6,000円																				
32,000円超 56,000円以下	支払った金額×1/4 + 14,000円																				
56,000円超	一律28,000円 (適用限度額)																				
地震保険料控除	①地震保険料の1/2 (25,000円が限度) ②平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る保険料については従来の損害保険料控除を適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> </tbody> </table>	支払った金額	控除額	5,000円以下	支払った金額																
支払った金額	控除額																				
5,000円以下	支払った金額																				

項目	控除額																																										
	5,000円超 15,000円以下		支払った金額×1/2+2,500円																																								
	15,000円超		一律10,000円（適用限度額）																																								
	※①、②をあわせて25,000円が限度																																										
障害者控除	納税者本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合に ・ 障害者一人につき 26万円 ただし、特別障害者（障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある人で一定の要件に該当する人）の場合は、一人につき 30万円 ・ 特別障害者が納税者本人と同居している場合は、53万円																																										
寡婦控除	前年の合計所得金額が500万円以下で下記のひとり親控除に該当せず、次のどちらかに該当する人 （住民票の続柄に「夫（見届）」「妻（見届）」の記載がある人を除く。） ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がある人 ②夫と死別後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人 26万円																																										
ひとり親控除	前年の合計所得金額が500万円以下で、現に婚姻していない人又は配偶者の生死が明らかでない人で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がある人 （住民票の続柄に「夫（見届）」「妻（見届）」の記載がある人を除く。） 30万円																																										
勤労学生控除	26万円																																										
配偶者控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">48万円以下</td> <td>70歳未満</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限られます。				配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	48万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円	70歳以上	38万円	26万円	13万円																						
配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額																																									
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																							
48万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円																																							
	70歳以上	38万円	26万円	13万円																																							
配偶者特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限られます。				配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																										
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																								
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																								
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																								
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																								
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																								
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																								
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																								
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																								
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																								
扶養控除	扶養親族一人につき、次の金額が控除されます。 ・ 下記以外の場合(16歳未満の扶養親族を除く)・・・ 33万円																																										

項目	控除額									
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)の場合 45万円 ・ 老人扶養親族(70歳以上)の場合 38万円 ・ 同居老親等扶養親族 (老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者の直系尊属で同居している人) の場合 45万円 									
基礎控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">2,400万円以下</td> <td style="width: 40%;">43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </table>		2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円
	2,400万円以下	43万円								
	2,400万円超2,450万円以下	29万円								
	2,450万円超2,500万円以下	15万円								
	2,500万円超	0円								
※ 前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合に限られます。										